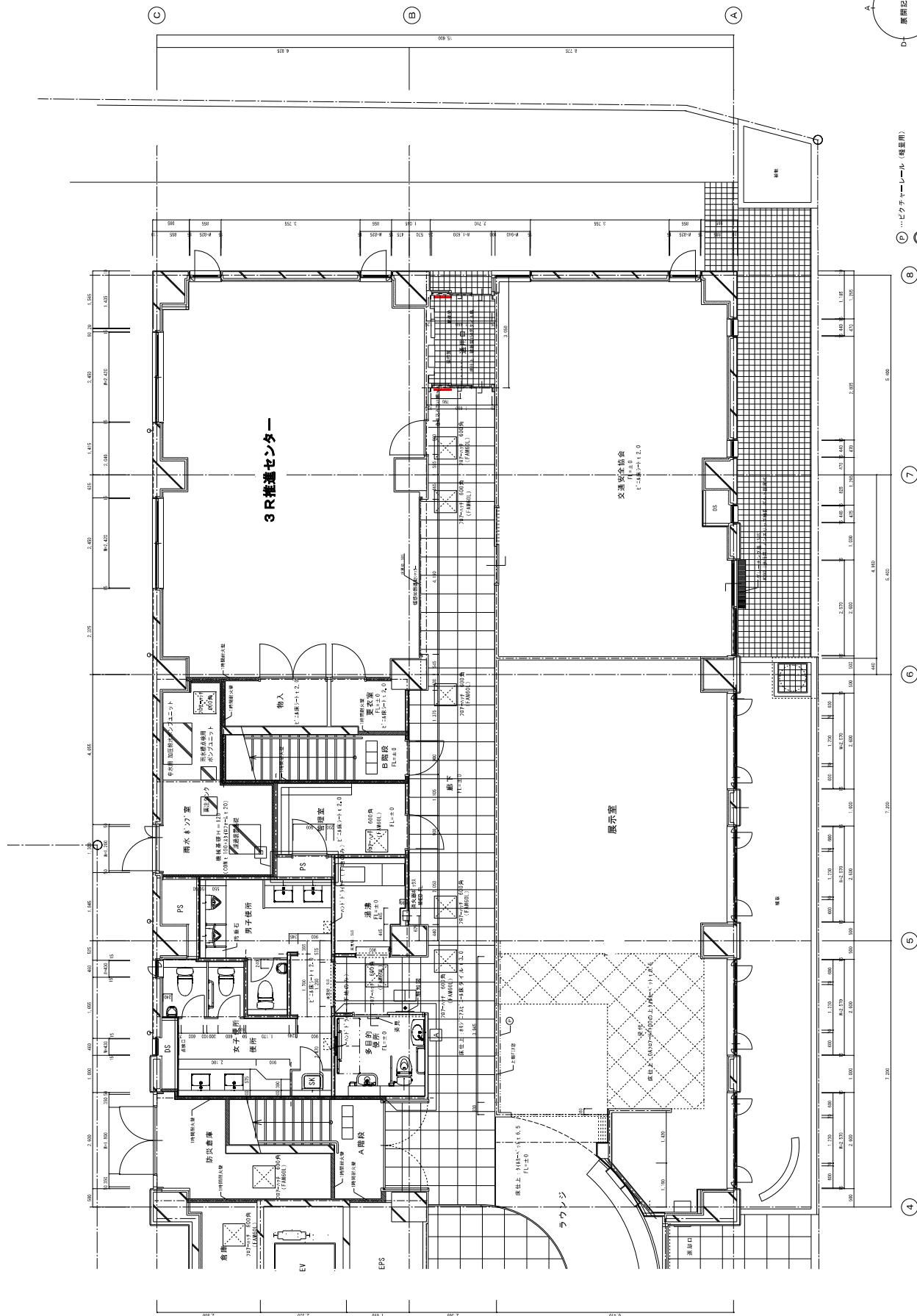
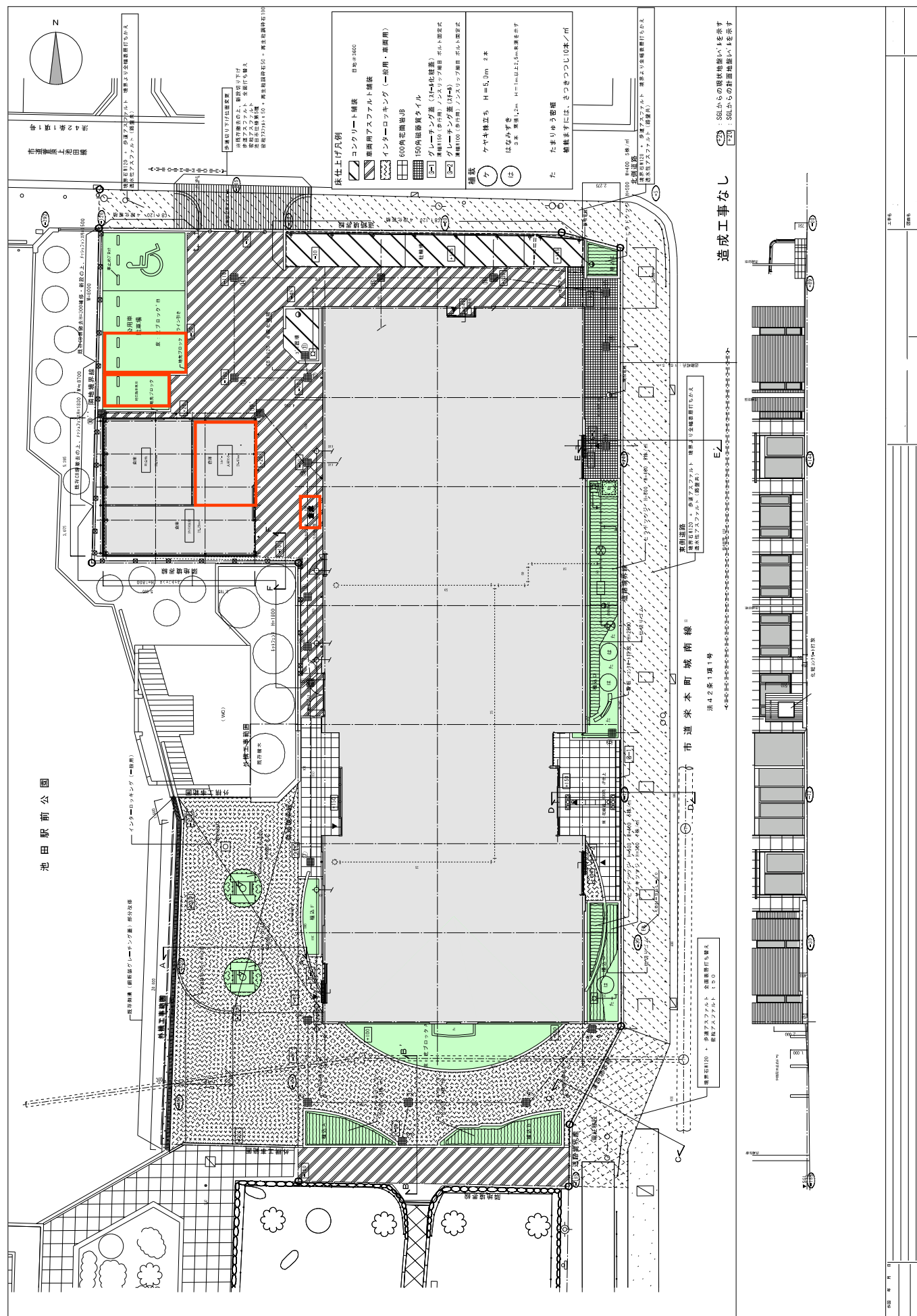






令和 年度 池田市立 3 R 推進センターの管理運営に係る協定書（案）

池田市（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成 18 年池田市条例第 24 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり、池田市立 3 R 推進センター（以下「センター」という。）の管理運営に関する年度協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第 1 条 本協定は、池田市立 3 R 推進センター条例（平成 21 年池田市条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、乙を指定管理者としてセンターを管理することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第 2 条 甲及び乙は、センターの管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、3 R 普及促進のための諸事業を効果的かつ効率的に推進し、もって地球温暖化防止、その他環境にやさしい社会の創出を図ることにあることを確認する。

（公共性の保持）

第 3 条 乙は、センターの設置目的に即し、管理運営業務（以下「本業務」という。）の遂行にあたっては、公共性を保持するよう留意しなければならない。

（信義誠実の原則）

第 4 条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじつつ、本協定を誠実に履行しなければならない。

（指定期間及び協定期間）

第 5 条 指定期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。本業務に係る協定期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（指定管理料）

第 6 条 甲は、指定管理料として、年額 円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払うものとする。ただし、池田市立 3 R 推進センター管理運営協定仕様書（以下「仕様書」という。）に記載の支払明細のとおり、乙の請求に基づき支払うものとする。

2 乙は、毎月 日の 日以前に、当月の指定管理料の支払いに関する請求書を甲に送付し、甲は、当該請求書の受領後 日以内に乙に対して にて指定管理料を支払うものとする。

(消費税等率変動に伴う指定管理料の変更)

第7条 消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを指定管理料とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(責任及びリスク分担)

第8条 管理業務に関する責任及びリスク分担の区分については、下表「リスク分担表」に定めるとおりとする。

2 前項の規定により定める事項で疑義がある場合または前項の規定により定める事項以外の不測の事由による責任及びリスク分担の区分は、甲と乙との協議により定めるものとする。

リスク分担表

「○印」がリスク負担者

種類	内容	負担者	
		市	指定管理者
物価変動	物価の変動に伴う経費増		○
	著しい物価変動により管理運営業務の継続が困難となる場合における経費増	協議	
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断		○
	金利上昇等による資金調達費用の増加		○
法令等変更	施設の管理運営に係る法令等の制定または改廃	協議	
税制変更	消費税(地方消費税含む。)率の変更	○	
	上記以外		○
許認可等	市が取得すべき許認可が取得または更新されないもの	○	
	指定管理者が取得すべき許認可が取得または更新されないもの		○
事業の内容の変更	市による事業の内容の変更	○	
	指定管理者による事業の内容の変更		○
市議会議決	議決が得られないことによる延期		○
需要変動	需要の増大による管理経費の増大		○
事業の中断また	市に帰責事由の全部がある事業の中断・中止	○	

は中止	指定管理者に帰責事由の全部がある事業の中断・中止		○
	上記以外	協議	
施設等の損傷または修繕	相手方を特定できない第三者の行為から生じた事故・火災等で、管理瑕疵を原因とするものまたは修繕に係る費用が一件当たり3万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満のもの		○
	相手方を特定できない第三者の行為から生じた事故・火災等で上記以外のもの	○	
	指定管理者に帰責事由があるもの		○
	指定管理者が設置した設備及び備品		○
	上記以外の経年劣化によるもので修繕に係る費用が一件当たり3万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満のもの		○
	上記以外の経年劣化によるもので修繕に係る費用が一件当たり3万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上のもの	○	
損害賠償	市に帰責事由の全部があるもの	○	
	指定管理者に帰責事由の全部があるもの		○
	上記以外	協議	
募集要項	募集要項の瑕疵による損失	○	
不可抗力※1	不可抗力による施設・設備の復旧経費及び業務履行不能	○	
	不可抗力による事故時の適切な処理		○
	災害、その他新たに発生した感染症等、不測の事態による管理運営の中断や対策等に要する経費	協議	

※1 「不可抗力」とは、風水害、地震、地滑り、落盤、落雷、天災、戦乱、内乱、テロ、ストライキその他の特異事象とする。

(管理運営物件)

第9条 本業務にかかる管理運営物件(以下「物件」という。)は、以下のとおりとする。

所在地 池田市菅原町1番1号

名称 池田市立3R推進センター(愛称 「エコミュージアム」)

2 乙は、善良なる管理者の注意を持って物件を管理運営しなければならない。

(会計年度)

第10条 本業務に係る会計年度は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

(本業務の範囲)

第11条 条例第5条に規定する本業務の範囲は、仕様書のとおりとする。

2 乙は仕様書に基づき本業務を実施するための提案書を作成し、甲に提出しなければならない。

(本業務の実施)

第12条 乙は、条例及び関係法令を遵守し、本協定に従って本業務を実施するものとする。

(人材の確保)

第13条 乙は、本業務を実施するために必要な人材を確保するとともに、必要な研修等を行わなければならない。

(委託の禁止)

第14条 乙は、事前に甲の承諾を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

2 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙が負担するものとする。

(緊急時の対応)

第15条 本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(苦情の対応)

第16条 乙は本業務の遂行に関し、市民等から苦情等があったときは、迅速かつ的確に対処するとともに、甲を含む関係者に対して報告しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、市民等からの苦情の内容が本業務の範囲または指定管理者の権限を越える事項に関するものであるとき、乙は当該苦情の内容を甲に報告し、甲と協力して対処するものとする。

(情報管理)

- 第17条 乙または本業務の全部若しくは一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た情報を外部へ漏らし、または他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。
- 2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を遵守し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失、毀損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 甲が、乙が保有する文書について、池田市情報公開条例（平成16年条例第1号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、開示請求を受理したときは、甲は乙に当該請求に係る文書の提出を求めることができる。この場合乙はこれを拒むことができない。
- 4 乙は、当該事業に関し、甲が指定する書類をセンターに備えておき、一般の閲覧に供するものとする。
- 5 甲は、前項の書類を一般の閲覧に供するとともに、甲のホームページに掲載できるものとする。

(甲による備品等の貸与)

- 第18条 甲は、本業務を実施するために必要な備品等は無償で乙に貸与するものとする。
- 2 乙は、当該備品等の維持管理に際して細心の注意を払うよう留意しなければならない。

(事業計画書)

- 第19条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに事業計画書を提出し、甲の承認を得なければならない。
- 2 事業計画書を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(事業報告書)

- 第20条 乙は、毎年度終了後、本業務に関し、甲が指定する期日までに次の各号に示す事項を記載した事業報告書を提出しなければならない。
- (1) 本業務の実施状況に関する事項
 - (2) センターの利用状況に関する事項
 - (3) 管理経費等の収支状況等
 - (4) (1)以外の事業の実施状況に関する事項
 - (5) その他甲が指示する事項
- 2 乙は、甲が条例第10条の規定により年度途中において乙の指定管理者の指定を取り消した場合には、指定を取り消した日から30日以内に当該年度にかかる事業報告書を提出しなければならない。

3 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容またはそれに関連する事項について、乙に対して報告または説明を求めることができるものとする。

(甲による事業実施状況の確認)

第21条 甲は前条により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う本業務の実施状況の確認を行うものとする。

(甲による本業務の改善勧告)

第22条 前条による確認の結果、乙が、甲の示した仕様書等の条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して本業務の改善を勧告するものとする。

2 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(定例報告書)

第23条 乙は、毎月の管理業務の執行状況を甲に報告するものとする。

(調査及び報告)

第24条 甲または甲の代理人は、必要があると認めるときは、管理業務の実施状況について調査し、または乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、若しくは必要な指示をすることができる。

(損害賠償等)

第25条 乙は、故意または過失により管理物件を損傷または滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部または一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第26条 本業務の実施において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

(本業務の引継ぎ等)

第27条 乙は、指定期間満了や指定の取消し等に際し、甲または甲が指定する者に対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。なお、業務の引継ぎに係る費用は乙の負担とする。

2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲が指定する者によるセンターの視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、特別な理由のある場合を除いてその申出に

応じなければならない。

(原状復帰義務)

第28条 乙は、指定期間満了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に復し、甲に管理物件を引継がなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件を原状に復することなく引継ぐことができるものとする。

(備品等の扱い)

第29条 指定期間満了に際して備品等については甲または甲が指定する者に対して引継がなければならない。

(甲による指定の取り消し)

第30条 甲は、池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成18年池田市条例第24号）第13条の規定により、この指定を取り消し、または期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

2 前項の規定により指定を取り消し、または期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(不可抗力による指定の取り消し)

第31条 甲または乙は、不可抗力により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとする。

2 協議の結果、やむを得ないと判断した場合は、甲は指定の取り消しを行うものとする。

3 前項における取り消しによって乙に損害が生じた場合は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と乙の協議により決定するものとする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第32条 乙は、本協定によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(本業務の範囲外の事業)

第33条 乙は、センターの設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、事業を実施することができるものとする。

2 乙は、事業を実施する場合は、甲に対して事業計画書を提出し、事前に承認を受けなければならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

(請求、通知等の様式その他)

第 3 4 条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承認及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

(協定の変更)

第 3 5 条 本業務に関し、特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(協定費用の負担)

第 3 6 条 この協定の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義についての協議)

第 3 7 条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき、または本協定に定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲

所在地 池田市城南 1 丁目 1 番 1 号

名 称 池田市

代表者 池田市長

乙 (指定管理者)

所在地

名 称

代表者

池田市立 3 R 推進センター管理運営協定仕様書（案）

池田市立 3 R 推進センター指定管理者が行う管理運営は本仕様書に定めるところによるものとする。

1. 施設概要

名 称	池田市立 3 R 推進センター（愛称「エコミュージアム」）
所 在 地	池田市菅原町 1 番 1 号 池田市中央公民館 1 階
建物の概要	
用 途	事務所
施設内容	事務所 79.35m ² 、西側倉庫 20.03m ² 、東側倉庫 2.69m ² 及び駐車スペース（池田市中央公民館駐車場出入口側から数えて 3 番目及び 4 番目の区画）

2. 管理運営の条件

（1）管理運営の基本的な考え方

- ① センターの設置目的に基づき、その管理運営を公平で安定かつ継続して効果的、効率的に実施すること。
- ② 池田市環境基本計画、池田市一般廃棄物処理基本計画をはじめとする各計画の目標達成に貢献することを念頭におき、管理運営を実施すること。

（2）業務内容及びその履行方法

① 業務内容

- ・センターの管理運営に関する業務
- ・池田市立 3 R 推進センター条例及び同施行規則による施設の使用許可・使用の制限に関する業務
- ・リユース品の普及活性化に関する業務
- ・リサイクルの推進に関する業務
- ・フードロス削減の推進に関する業務
- ・環境講座、イベント等に関する業務
- ・地球温暖化防止その他環境にやさしい社会を創出するための啓発及び活動に関する業務
- ・SDGs（持続可能な開発目標）の達成に配慮した事業の実施
- ・各事業のPR活動

② 履行方法

- ・利用者の利便性を配慮した管理運営に留意すること
- ・効率的かつ効果的に業務を行うものであること
- ・管理運営の状況について池田市に定期的に報告を行うこと

(3) 管理の基準

① 開館時間

午前 10 時から午後 6 時まで（日曜日及び祝休日は午前 10 時から午後 5 時まで）

② 休館日

- ・ 毎月第 1 火曜日及び第 3 火曜日
- ・ 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで

※ただし、市長が特に必要と認めるときは、休館日及び開館時間を変更し、又は臨時に休館することができるものとする。

(4) 管理運營業務体制について

- ① 基本的には 2 名体制により運営すること。
- ② ①の体制の内 1 名は管理・運営責任者を配属すること。
- ③ 事業開催時は会場設営・撤去のため人材を配置すること。
- ④ 展示等の入れ替えは専門家等に協力を依頼し、効果的な情報発信や啓発に努めること。

(5) 建物及び機材の管理業務について

- ① 管理については、池田市教育委員会（池田市中央公民館所管）と「施設管理運営に関する覚書」及び「防火管理に関する覚書」を交わし、それらに基づいて実施すること。
- ② 清掃については、通常職員が行い、市の承諾を得たうえで、必要に応じて業者に清掃を委託すること。

(6) 指定管理料の支払い

指定管理料の支払い時期、支払い方法等は池田市と指定管理者で協議の上、協定書に定めるものとする。

(7) 避難所開設時における緊急避難者への対応

池田市との連絡調整のもと、適切な危機管理対応に努めること。

(8) 環境に関する取組への支援

- ① 市内の各種団体との連携を図ること。
- ② 広域の宣伝媒体を利用し、市内外からの利用者の増加に努めること。

(9) 地域活性化に対する支援

地域事業者等と連携し、まちの活性化に寄与できる事業を展開すること。

(10) 自主事業について

指定管理者は、センターの設置目的を効果的に達成するために、自主事業を企画、立案し事業計画書を提出、市の承認を得た上で、事業を行うことができる。

別 紙 3

ただし、事業の実施にあたっては、指定管理業務や一般の利用を妨げることをしないよう配慮すること。

【自主事業の例】

エコ関連商品の販売 等

3. 指定管理料支払明細

様式第 1 号（第 2 条関係）

池田市立 3 R 推進センター指定管理者指定申請書

年 月 日

（宛先）池田市長

申請者 所在地

名 称

代表者

印

池田市立 3 R 推進センターの指定管理者の指定を受けたいので、
池田市立 3 R 推進センター条例第 8 条の規定により、申請します。

池田市立 3 R 推進センター 事業計画書に記載すべき事項

1. 池田市立 3 R 推進センターの管理運営に関する事項
2. 3 R の普及促進のための啓発及び活動に関する事項
 - ・リユース品の普及活性化に関する業務
 - ・リサイクルの推進に関する業務
 - ・フードロス削減の推進に関する業務
 - ・環境講座、イベント等に関する業務
3. 地球温暖化防止その他環境にやさしい社会を創出するための啓発及び活動に関する事項
4. S D G s（持続可能な開発目標）の達成に配慮した事業の実施に関する事項
5. 各事業の P R 活動に関する事項
6. その他「池田市立 3 R 推進センター管理運営協定仕様書」（別紙 3）に記載の事項

別 紙 6

別記様式（第3条関係）

年 月 日

（宛先）池田市長

所在地
団体名
代表者氏名 ⑥
（年度協定に使用する印鑑と同一印）
代表者の生年月日 年 月 日

誓 約 書

池田市立3R推進センターの管理に関する業務（以下「管理業務」といいます。）に係る指定管理者の指定の申請に当たり、池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成18年池田市条例第24号）及び池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号）の規定に基づく池田市の求めに応じ、下記のとおり誓約します。

記

- 1 当団体は、池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第4条各号のいずれにも該当しません。
- 2 当団体は、池田市暴力団の排除に関する条例第2条第1号に規定する暴力団（以下単に「暴力団」といいます。）に該当しません。
- 3 当団体の役員、職員等（以下「役職員等」といいます。）は、池田市暴力団の排除に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」といいます。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下単に「暴力団密接関係者」といいます。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。
- 4 池田市から役員名簿又はこれに準ずる書類（以下「役員名簿等」といいます。）の提出を求められたときは、速やかに提出するとともに、池田市が大阪府警察池田警察署、大阪府警察本部等（以下「警察」といいます。）から要請を受けたときは、池田市が当該役員名簿等を警察に提供することに同意します。
- 5 当団体又は役職員等が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると警察から池田市へ報告があった場合又は池田市の調査により判明した場合は、池田市がその旨を公表することについて異議を述べません。
- 6 管理業務の一部を第三者に委託する場合は、委託先が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当することのないよう管理及び監督をします。また、物品の購入等における契約相手方が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当することのないよう留意します。
- 7 本誓約書における虚偽の誓約が池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第13条第2項第8号に規定する不正な手段に該当し、指定管理者の指定を取り消されることについて異議を述べません。

以上

指定管理者申請時に提出する納税証明書について

◆ 法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書【法人のみ】

- ・ 法人の場合は、税務署発行の「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことを証明する、納税証明書（その3の3）を提出すること。
- ・ 非課税の場合は、非課税証明書を提出すること。
- ・ 証明書は、申請書提出時の3ヵ月以内に発行されたものに限る。
- ・ コピーで提出する場合（コピー提出可）は「無効」表示のないもので、明確に判読できるものに限る。
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の影響で税の徴収猶予を受けている場合は、その旨を証明する納税の猶予許可通知書又は、納税証明書（その1）を提出すること。

◆ 申告所得税・消費税及び地方消費税の納税証明書【個人のみ】

- ・ 個人の場合は、税務署発行の「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことを証明する、代表者の納税証明書（その3の2）を提出すること。
- ・ 非課税の場合は、非課税証明書を提出すること。
- ・ 証明書は、申請書提出時の3ヵ月以内に発行されたものに限る。
- ・ コピーで提出する場合（コピー提出可）は「無効」表示のないもので、明確に判読できるものに限る。
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の影響で税の徴収猶予を受けている場合は、その旨を証明する納税の猶予許可通知書又は、納税証明書（その1）を提出すること。

◆ 都道府県税の未納の税額がないことを証明する証明書

- ・ 法人の場合は、本社（本店）で協定書締結する場合は本社（本店）のもの、支店等で締結する場合はその所在地のもので、都道府県が課税する税について未納の税額がないことを証明する証明書を提出すること。
- ・ 個人の場合は、代表者の都道府県が課税する税について、未納の税額がないことを証明する証明書を提出すること。
- ・ 非課税の場合は、非課税証明書を提出すること。
- ・ 証明書は、申請書提出時の3ヵ月以内に発行されたものに限る。
- ・ コピーで提出する場合（コピー提出可）は「無効」表示のないもので、

明確に判読できるものに限る。

- ・ 新型コロナウイルス感染症等の影響で税の徴収猶予を受けている場合は、その旨を証明する徴収猶予許可通知書等を提出すること。

◆ 法人市民税の未納の税額がないことを証明する証明書【法人のみ】

- ・ 法人の場合は、本社（本店）で協定書締結する場合は本社（本店）のもの、支店等で締結する場合はその所在地のもので、市町村が課税する税について未納の税額がないことを証明する証明書を提出すること。（東京23区の法人は、市町村民税相当額分も併せて都民税として納付するため、都民税の証明書を提出すること。）
- ・ 非課税の場合は、非課税証明書を提出すること。
- ・ 証明書は、申請書提出時の3ヵ月以内に発行されたものに限る。
- ・ コピーで提出する場合（コピー提出可）は「無効」表示のないもので、明確に判読できるものに限る。
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の影響で税の徴収猶予を受けている場合は、その旨を証明する徴収猶予許可通知書等を提出すること。

◆ 市町村民税の未納の税額がないことを証明する証明書【個人のみ】

- ・ 市町村が課税する税（都道府県民税を含む）について未納の税額がないことを証明する証明書を提出すること。非課税の場合は、非課税証明書を提出すること。
- ・ 証明書は、申請書提出時の3ヵ月以内に発行されたものに限る。
- ・ コピーで提出する場合（コピー提出可）は「無効」表示のないもので、明確に判読できるものに限る。
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の影響で税の徴収猶予を受けている場合は、その旨を証明する徴収猶予許可通知書等を提出すること。

◆ 固定資産税の納税証明書

※固定資産税は、土地、家屋、償却資産が対象。

- ・ 法人の場合は、本社（本店）で協定書締結する場合は本社（本店）のもの、支店等で締結する場合はその所在地のもので、納付した直前3年間の未納の税額がないことを証明する納税証明書を提出すること。
- ・ 個人の場合は、納付した代表者の直前3年間の納税証明書を提出すること。
- ・ 納税義務のない場合は、納税証明書の提出は不要。
- ・ 証明書は、申請書提出時の3ヵ月以内に発行されたものに限る。
- ・ コピーで提出する場合（コピー提出可）は「無効」表示のないもので、

明確に判読できるものに限る。

- ・ 新型コロナウイルス感染症等の影響で税の徴収猶予を受けている場合は、その旨を証明する徴収猶予許可通知書等を提出すること。

別 紙 8

令和5年 月 日

池田市立3R推進センター指定管理者申請に係る質問票

所 在 地：

団 体 名：

代表者氏名：

(枚中 枚目)

質問項目
質問内容

連絡先

所 属

担当者名

電 話

F A X

メ ー ル

池田市立 3 R 推進センター指定管理者候補者選定 評価項目

評価項目	配点
1. 価格審査（基準価格：年額 7,800,000 円）	20 点
2. 基本項目審査（下記のア～オの項目の合計）	80 点
ア 団体等に関する事項	18 点
① 施設の管理運営における業務遂行能力は十分と考えられるか	6 点
② 団体の経営理念・方針等は公共性・公益性を重視しているか	3 点
③ 経営理念・方針は当該施設の役割・目的と合致しているか	3 点
④ 同規模以上の同種又は類似施設の管理運営業務の実績があるか	6 点
イ 管理運営に関する事項	19 点
① 事業計画（提案含む）は具体的な内容となっており実現可能か	4 点
② 施設使用計画は具体的で利便性・安全性の向上につながっているか	3 点
③ 従事者（職員）及び有資格者の配置計画は適切か	4 点
④ 利用者ニーズの把握方法は適切であり、サービスの向上が見込まれるか	4 点
⑤ 効率的・効果的な運営への取り組みが見られるか	4 点
ウ 経営・財務基盤に関する事項	15 点
① 収支予算（積算根拠）は明確で適切か	5 点
② 会計基準形式に則った財務書類等の作成は適切か	5 点
③ 継続的に安定した事業を行うことが可能か	5 点
エ 事業実施に関する事項	18 点
① 3 R の普及促進、地球温暖化防止その他環境にやさしい社会の創出にむけ、将来性・有用性を持った事業実施が可能か	6 点
② 3 R 推進センターの取組を地域住民その他関連団体に周知・波及させることができる計画となっているか	6 点
③ S D G s（持続可能な開発目標）の達成に配慮し、将来性・有用性を持った事業実施が可能か	6 点
オ 地域との連携（協働）に関する事項	10 点
① 市及び地域、各種団体等との連携及び公共性の担保について考え方は適切か	5 点
② 利用者から改善要求があった場合の考え方は適切か	5 点

池田市立 3 R 推進センター指定管理者候補者選定 評価項目

3. 基本項目以外の審査	15点
① 緊急時の対応や安全管理の方針	3点
② 情報管理の方針	2点
③ 労働者の福利厚生や労働安全衛生の状況	2点
④ 環境保護姿勢や障がい者雇用及び子育て支援等への状況	4点
⑤ 社会貢献活動など付加価値的活動の状況	4点

池田市立3R推進センター指定管理者候補者選定 採点方法

① 価格審査の採点方法

基準価格（年額7,800,000円）に対する提案価格の比率を、以下の通り係数化し、それを価格審査の配点（20点）に乗じて得たものを得点とする。

基準価格に対する提案価格の比率	価格審査の配点（20点）にかける係数
80%以下	1.0
80%超～85%以下	0.9
85%超～90%以下	0.8
90%超～95%以下	0.7
95%超～100%以下	0.6
100%超～110%以下	失格

② 基本項目審査、基本項目以外の審査の採点方法

評価項目ごとに、以下の考え方で、4段階の評価点数をつける。その上で、各評価項目の配点に以下の評価割合を乗じて得たものを得点とする。

※小数点第2位を四捨五入

得点の考え方	評価点数（4段階）	評価割合
優れている	3	3／3
普通	2	2／3
優れているとはいえない (劣っている)	1	1／3
要求内容を満たしていない	0	0／3

③ 総合評価

総合評価は、選定委員会の各委員が審査で採点した点数の平均（小数第2位は四捨五入）により行い、最も高い点数を獲得したものを指定管理者候補者とする。

最低基準点は、各委員の価格審査と基本項目審査の合計点数の平均が60点以上を満たすこととし、下回る場合は失格とする。

最も高い点数を獲得したものが二者以上あった場合は、くじ引きにより指定管理者の候補を決めるものとする。